

# 法人 春日部

No.174 **4**月号

2018年(平成30年)4月10日発行



毎年5月3日と5日に開催される庄和の  
大凧あげ祭り豊百枚分の大凧が青空高く舞い上がる!



公益社団法人 春日部法人会  
〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号  
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

税制改正アンケートにご協力ください  
皆様のご回答を集約し、全国80万社の声として政府・  
関係機関に要請活動を行います。  
同封の用紙又はインターネットで5月7日(水)までに、  
ご回答をお願いします。

# 新春講演会

平成30年2月7日(水)  
春日部市民文化会館・小ホール



# 龍崎孝氏

春日部法人会新年の恒例となっている新春講演会を、多数の会員・一般の方に参加いただき開催しました。今回は、TBSテレビ報道情報番組「あさチャン!」などでコメンテーターを務める流通経済大学教授・ジャーナリストの龍崎孝氏をお迎えしました。

講演のテーマは「日本の政治経済について」。昨年秋の衆院選の結果の分析、安倍政権の現状と今後、憲法改正や総裁選の見通し、政策課題の分析、今後の政権などについて、記者時代のエピソードを交えながら時間いっぱい語っていただきました。

氏の元毎日新聞の記者でしたが、そのスタートは浦和支局(現さいたま支局)で、当日は街中を散策されてからの到着でした。

講演終了後、本会が永年取り組んでいる「花と緑いっぱい運動」「さいたま緑のトラスト基金への募金」を実施しました。支部活動を含めた今年度の募金総額は、346,224円(3月1日現在)となりました。



## 平成30年賀詞交歓会

平成30年2月7日(水)  
春日部市民文化会館・大会議室

春日部税務署長を始め、日頃より、法人会を支えご指導いただいている各界の方々をお迎えし、「平成30年賀詞交歓会」を開催しました。

会場では、ご来賓・役員・会員の皆さまの和やかな懇談の輪が広がりました。



## CONTENTS

新春講演会 賀詞交歓会	2
税制セミナー 税制改正アンケート	3
平成30年度税制改正の大綱の概要	4~6
法人会活動紹介 公益化5周年	7~9
中学生の税についての作文入選者発表	10~11
部会活動紹介 青年部会 女性部会	12
支部だより	12~13
税務署だより	14~16
第3回 絵はがきコンクール	17~19
支部自慢 久喜支部	20
想うがまま	21
新入会員紹介 ホームページのリニューアル	22
厚生だより	23
春日部法人会事業のお知らせ	24

### <表紙について>

毎年、5月3日と5日に開催される庄和の「大風あげ祭り」(国選択無形民俗文化財)は、江戸時代に養蚕の豊作占いとして始まり、天に勢いよく舞い上がる風は縁起物とされ、現在は「初節句のお祝い」として約170年の伝統が引き継がれています。「百畳敷き」と呼ばれる大風は縦15m、横11m、重さ800kgで日本一を誇ります。庄和のゆるキャラ「しょうたん」も様々なイベントに参加していますので是非会いにきてください。



平成30年税制セミナー (平成30年税制改正の概要) 平成30年2月14日(水)午後1時~ハイアットリージェンシー東京

### 第1講座 「平成30年度税制改正について」



講師  
財務省大臣官房審議官  
(主計局担当)  
田島 敦志 氏



公益財団法人 全国法人会総連合が主催する「平成30年税制セミナー」が開催され、弓木税制委員長など税制委員が参加し、平成30年度税制改正のポイントや財政再建の課題などについて学びました。

### 第2講座 「今後の税財政改革の方向性について」



講師  
政策研究大学院大学  
特別教授  
井堀 利宏 氏

改正法案は国会で審議中ですが(3月20日現在)、主な内容は次ページ以降に掲載しました。(概要資料は今号に同封します)

特に今回の改正では、**中小企業経営者に関心の高い事業継承税制の特例が含まれています**。今後10年間の贈与・相続に対する特例を設け、代替わりを促進しようとする内容で、今後開催される「税務研修」「決算期別説明会」等で説明を予定しています。(詳しくはP4.5をご覧ください)

## 税制改正提言

法人会では、企業に役立つ「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。



公平公正な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

### 平成31年度税制改正提言の日程

4月~5月	税制改正要望アンケート
6月上旬 中旬~	県連:提言事項の取りまとめ 全法連:提言の審議・原案作成
9月上旬	全法連:提言書を決定
10月11日	全国大会(鳥取大会)で周知 国・県・市町村に要望活動

法人会会員の皆様へ

## 税制改正アンケートにご協力をお願いします

皆様の貴重なご意見が国の税制改正に反映されます ※アンケート用紙を同封しています

全国法人会総連合では、全国の法人会の税制委員を対象に税制改正に関するアンケートを実施しています。埼玉県法人会連合会では、これに加えてすべての会員を対象としたアンケートを独自に実施しています。

会員の皆様が税制について日頃お考えになられているご意見を反映させる機会です。ぜひアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

1. アンケート用紙は、この広報誌に同封しています
2. 調査期間(締切) … 5月7日(月)
3. 送付先…埼玉県法人会連合会

※インターネットの場合、  
ホームページ <http://www.saitamakenhoren.net/> (一般法人埼玉県法人会連合会)を検索して、表紙の「税制アンケートにご協力下さい」をクリックしてください。

※FAXの場合、FAX番号050-3156-0305へ、回答用紙は表紙を付せずそのままご返信ください。

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替</li> <li>○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し</li> </ul>
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業承継税制の拡充 10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。</li> <li>○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置</li> <li>○ 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置 革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。</li> </ul>
法人課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方拠点強化税制の見直し</li> <li>○ 事業再編の環境整備</li> <li>○ 賃上げ・生産性向上のための税制</li> </ul>
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し</li> <li>○ たばこ税の見直し</li> <li>○ 外国人旅行者向け消費税</li> <li>○ 国際観光旅客税(仮称)の創設</li> </ul>
国際課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 恒久的施設関連規定の見直し</li> </ul>
納税環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税務手続の電子化等の推進</li> </ul>
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定税率の適用期限の延長等</li> </ul>

※詳細は法人会ホームページをご覧ください。



今回の改正で中小企業経営者が最も注目すべき事項

事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象  
猶予割合80%  
承継後5年間平均8割の雇用維持が必要

経営者が保有する全株式が対象

猶予割合100%

雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

承継パターンの拡大

- ・ 複数人→1人への承継  
1人→最大3人への承継についても事業承継税制の対象とする
- ・ 親族外の後継者について相続時精算課税の対象とする

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

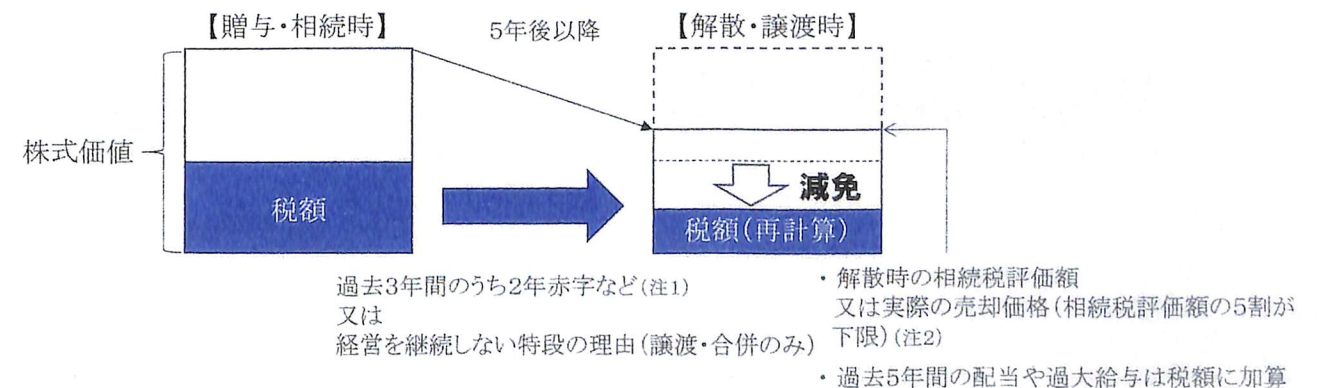
- ・ 経営者が作成
- ・ 後継者指名や経営見通し等
- ・ 金融機関その他の認定支援機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて本頁の特例が適用される

経営環境変化に対応した贈与税・相続税の減免制度について

現行=会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、贈与税・相続税を全額納付。

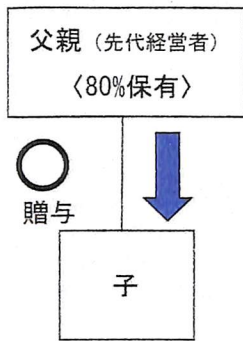
新制度(案) = 会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。  
→ 贈与税・相続税負担に対する将来懸念を軽減。  
(会社の一部の事業譲渡、吸収合併の場合にも適用)



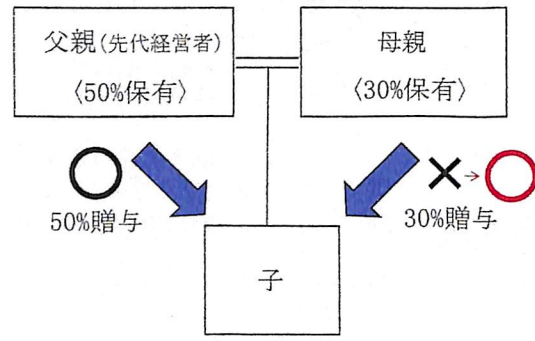
(注1) その他、過去3年間のうち2年売上減、有利子負債≧売上上の6か月分以上、類似業種の上場企業株価が前年度から減少のいずれかでも認める。  
(注2) 実際の売却価格が5割未満の場合、一旦5割分までを免除し、2年後、譲渡した事業が継続され雇用が半数以上維持されている場合には、残額を減免。

### 事業継承税制の適用対象者の拡大

(現行制度の原則)



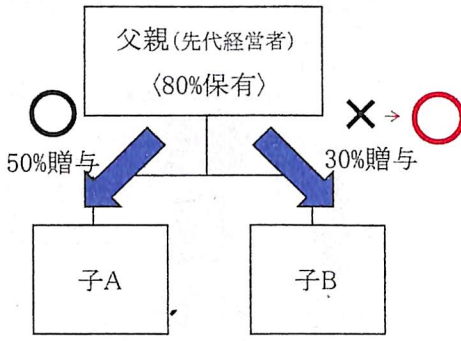
(複数人からの承継)



複数人から後継者への承継も適用対象とする。

(時間差がある場合でも、後継者への贈与・相続があり納税猶予が始まってから5年以内に行った贈与・相続についても適用対象)

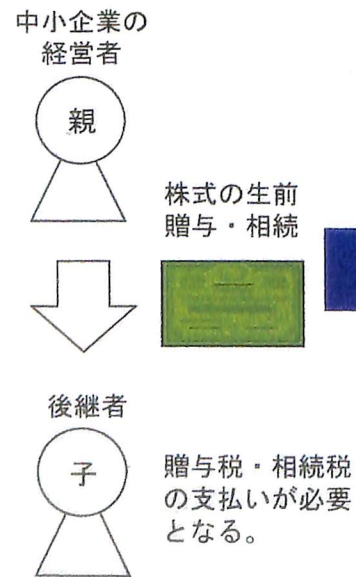
(複数人への承継)



複数名(最大3名)への承継も適用対象とする。

- ・最大3名の各人が、同族過半、同族内で3人以上、代表者であること。
- ・特例期間中(施行後10年間)の措置。

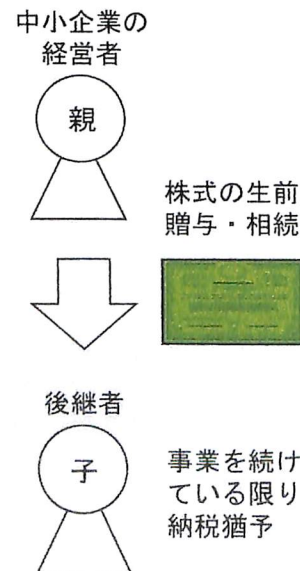
### (参考) 中小企業の事業承継税制とは



○ 平成21年に、中小企業(非上場)の事業承継において、株式の贈与税・相続税を猶予する制度を創設。

⇒ 平成25年度改正、29年度改正において、随時要件緩和。

※ 併せて、予算措置で、事業承継の準備や後継者マッチングを支援。



法人会キャラクター  
けんたくん

### 春日部法人会の歩み

昭和22年4月に法人税は賦課課税制度から、申告納税制度へと移行しましたが、当時の社会経済状況からも経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、納税者自身が団体を結成して帳簿の整備、税知識の理解と普及を図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。春日部税務署管内では、昭和27年の久喜法人会の設立に始まり、その後、各市町で結成が進み、連合会ができました。平成59年には「社団法人」となり、さらに平成25年4月に埼玉県からの認可を受け「公益社団法人」となりました。

今号では、公益法人化後5年を経過した主な活動をご紹介します。

### 税の研修

**経営に差がつく最新情報！  
税の知識が身につく！**

企業の存続・発展には正しい知識と新しい情報は不可欠です。法人会では、健全経営を支える税に関する情報(経営者として必要な「備え」と「対応」)をお伝えしています。

決算期別税務説明会	
年3回	春日部・岩槻・久喜 決算・申告等の最新情報を提供
新設法人説明会	
年2回	春日部・久喜 企業経営に必要な法人税の仕組み、知識、手続き
税制改正研修会・税務研修会	
各支部	税務署の専門講師による研修で最新情報を入手
自主点検チェックシート活用研修	
各支部	企業のリスク軽減(社内点検)のための方法

※このほか様々な事業の際に、「税務署長講演」を行っています

### 税に関する情報提供

#### ■ 広報誌「法人春日部」

年4回、定期的に活動状況や最新情報をお知らせします

#### ■ 税資料の送付

広報誌に同封して、毎年改正される税情報をわかりやすくコンパクトにまとめた小冊子を送付しています  
「税制改正のあらまし」「会社の決算申告の実務」「源泉所得税実務のポイント」「会社取引をめぐる税務Q&A」「会社役員のための確定申告実務ポイント」

#### ■ ホームページ

税務署や県税事務所などから提供される最新情報を掲載

[kasukabehojinkai.jp](http://kasukabehojinkai.jp)

春日部法人会

検索



### 税の提言活動

**全国80万社の声をまとめ、  
政府や国会、地方自治体に提言**

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら建設的な提言を行っています



## 実務セミナー

### 明日からの経営に役立つ！

会員の要望や社会の変化に対応した実務セミナーを開催

#### ■これまでの開催

- ・ e-Tax 操作講習会(26年度 27年度)
- ・ お客様の怒りを笑顔に変えるクレーム対応(26年度)
- ・ ビジネスや日常生活で役立つウソ(人間心理)の見抜き方(27年度)
- ・ 中小企業経営者のための税務調査の基礎知識(28年度)
- ・ 一日でわかる！経理のすべて(28年度)
- ・ 総務の基本と実務(29年度)



#### ■インターネットセミナー

研修会やセミナーに出席できない方に、インターネットを通じたセミナー。いつでもどこでも無料でアクセスし、豊富な内容をご覧ください(平成30年4月現在/517タイトル、3312ムービー)

**ログインID【0527】 パスワード【3551】** 法人春日部ホームページから入れます

## 社会貢献活動

### ■公開講演会

政治経済領域や家族で参加できる様々な著名人をお招きした講演会を行っています

主な講師(敬称略・順不同)

森本敏・森永卓郎・北川正恭・橋本五郎・片山善博・寫信彦・与良正男・龍崎孝・渡部陽一・竹中平蔵、(ジャーナリスト・大学教授等) 五木寛之・浅田次郎・坂東真理子(作家)、桑田真澄(野球解説)、大淵愛子(弁護士)、林家木久蔵・三遊亭楽生(落語家)、ゴルゴ松本 他多数



### ■花と緑いっぱい運動

各地域で開催される様々なイベントに参加し、花の苗・種・球根などの配布や「埼玉緑のトラスト基金」への募金活動を行っています。



### ■公開セミナー

青年部会・女性部会では、家族で参加できる「講演会」「体験講座」「ティーコンサート」「健康セミナー」などを行っています。



## 租税教育

### 次代を担う子どもたちに税の役割の理解と関心を

- ・ 税に関する絵はがきコンクール
- ・ 税についての作文
- ・ 学校で租税教育
- ・ 親子マネー講座



## 福利厚生制度

### 企業・経営者を守る、経営・財産を守る、家族・従業員を守る

生損保各社(大同生命、AIG損保、アフラック)と提携した会員だけの各種補償制度

## 出合いのチャンス



春日部法人会の特色の一つは広域であること。活動を通じた会員の交流・異業種交流が進められます。

交流ゴルフ大会(10月)、女性部会芸術鑑賞会(2月)、賀詞交歓会(2月)、情報交歓会(5月)、各支部/視察研修、懇親会、新年会、ガーデニング、ボウリング、ハイキングなど



## その他の主な会員サービス

- インターネットバンキング/一定期間、手数料等の優遇
- がんPET検診の割引
- サポートローン/手数料等の優遇 など



埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞

税金とは何だろう

春日部市立大沼中学校 三年 阿部 遥奈さん

消費税が上がることに、どう思うだろうか。私の周りの友達、友達や両親からはあまりプラスな意見を聞かないように思う。だから、姉から予想外の意見を聞いたときには、驚いた。

「消費税、というか税金ってさ、すごいと思うんだよね。お互い知らない人が知らない人の為に税金という形で手助けし合っているんだよ。いくら制度とはいえ、国中の人が全員嫌だと言えれば成り立たないものでしょ。それが当たり前になり立っているのは、とてもすごいことだと思う。だから、私は消費税が上がっても別に嫌だとは思わないな。」

知っていたことには、改めて言われてそうだなと思った私は、本当に税金に対して意識が低いななと感じた。そのことがきっかけで、私は税金について調べることにした。中学生という、支えてもらっている立場の私が、何も知らないというのにはあまりにも無責任で、なにしろ自分が嫌だった。

に気付くことになったのは、世界の税金について調べたからである。日本よりもとても高い税金を納めている国もあった。そのどの国にも共通して言えることは、高税率でも幸せという言葉が成立していることだ。なぜなら、それらの国の人々は理解しているのだ。税金というのがどれだけ自分自身の為となっているのか。どれだけ助けられて生きてきたのか。

私は、ずっと疑問だった。なぜ嫌がる人の多い中、税を上げる必要があるのか。しかし、その考えがまちがっていたことに気付いた。国を全員で支え、また国に全員が支えられて生きていく、この仕組みが税金という形で私達の日常に常に存在していることに気付くことができたのだ。

中学生という立場の私は、まだ支えてもらう側でしかない。では、何をすべきか。私は、今、国を支えてくれている大人達の背中から多くを学ぶことだと思う。今の私が数年後に支える立場となった時、その姿を思い出して自分はどういう支えようか、感謝をもつて税金を納められる大人になりたい。

消費税が上がることに、どう思うだろうか。そう尋ねた時に答えた姉の発言は、今はまさにその通りだと思う。しかし、私達が互いに助け合う為に作られた税金という制度に対して、不満に思っている人がいるということも、周りの声を聞いてみれば気付くことだ。そのような声をなくす為に将来を担う私達が、税金というものが国に、また私達にどのような影響を与えているのか、知ることが大切だと思う。

税は悪役ではない

春日部市立豊春中学校 三年 本間 遼太郎さん

私の趣味は読書だ。本を読むことで、たくさん言葉の意味や、漢字の読み書きが知れるだけではなく、心を豊かにすることができる。小さい頃から本ばかり読み、「だから、名前に『本』が付くんだね」と周りの人に言われるくらいだ。自分を大の大好きにしてくれたきっかけは「図書館」だった。私はよく図書館に行き、二十冊、三十冊と借りて読む。昔からの習慣で、今も変わらない。そんな図書館は税金で支えられていることを知り、私は驚いた。

「税金」と聞くと私はどうしても、良くないイメージを持ってしまふ。二〇一四年に消費税が引き上げられた。そして、近い未来にまた十パーセントに引き上げられるかもしれないとニュースを通じて知り、私は絶句した。今の状態でも日々の暮らしへの負担感が大きいのにそれに追い打ちをかけるようなものだからだ。

しかし、もしかしたらそれは勘違いなのかもしれない。そう思い、私は調べてみることにした。私は驚いた。そして、自分の無知を痛感した。例えば、私が通っている中学校の教育費は多くの人が納めた税金でまかなわれている。また、医療費が中学生まで無料なのも税のおかげだ。その他にも、道路の補修やごみ処理、災害復旧や

復興など、私たちの生活を安全で安心に過ごしていくための必要不可欠なものだと知った。今まで、「税金は良くないもの」と思っていた私のために、周りの大人が納めていることに気付く、私は自分の不見識を恥ずかしく思った。

私は今働いていない。それなのに、周りの大人が私の分まで税金を納めてくれているというのは何だか後ろめたさを感じる。だから、私は今だからこそできる、社会に貢献できることは何だろうと考えた。それは、一生懸命勉強をし、周りの人に感謝をすることだと思う。

今の私は、無力な一人の中学生に過ぎないかもしれない。しかし、そんな私のためにも税金を納めている方がいることを忘れずに、生活していきたい。そして、学生の本業である「勉強」を今よりもっと熱心に取り組んでいきたい。

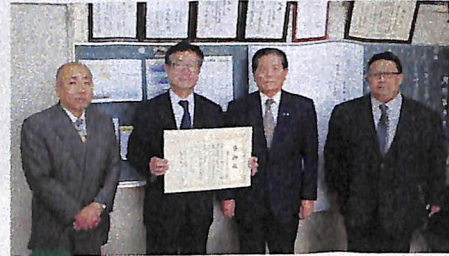
税によって私はこれまで支えられてきた。そして、これからもお世話になるだろう。私が就職し、税金を納めていく立場になったら、社会の一員としてしっかり義務を果たしたい。また、税が存在する意味を一人一人が再確認するべきだ。税は悪役ではない。より安全により快適に生活していくために努力をする、ヒーローのような存在なのだ。この日本という国に「納税」という義務があることを、私は心から誇りに思う。最後に、多くの人の納税によって私たちの暮らしが支えられているということに対して、「ありがとう」と言いたい。

「税についての作文」は、国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催する全国規模の事業です。春日部法人会では、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあることと捉え、積極的に協力してきました。

今年度は春日部税務署管内の中学校47校から7,299編の応募がありました。管内の受賞者は1月号でお知らせの通りです。今号では、募集に特に功績のあった学校に贈られる「支部長賞」の贈呈の様子と優秀作品の一部をご紹介します。(学校名・学年は入賞時のものです)



11/19 庄和支部長賞 春日部市立飯沼中学校



11/27 蓮田支部長賞 蓮田市立黒浜西中学校



11/28 宮代支部 宮代町立百間中学校



11/30 久喜支部長賞 久喜市立太東中学校



11/30 鷲宮支部長賞 久喜市立鷲宮西中学校



12/5 岩槻支部長賞 さいたま市立柏陽中学校



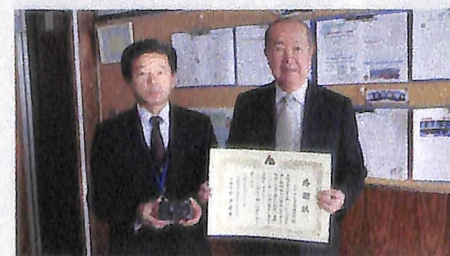
12/5 杉戸支部長賞 杉戸町立東中学校



12/11 白岡支部長賞 白岡市立白岡中学校



12/15 幸手支部長賞 幸手市立西中学校



12/11 菫蒲支部長賞 久喜市立菫蒲中学校



1/31 栗橋支部長賞 久喜市立栗橋西中学校



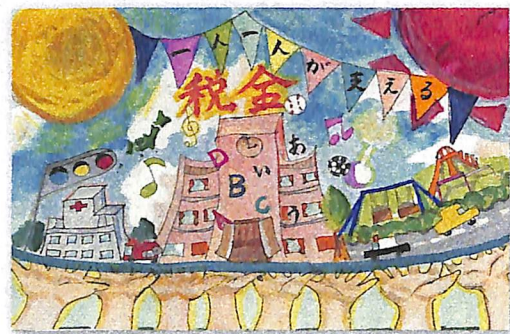
2/1 春日部支部長賞 春日部市立豊野中学校

入賞作品の一部をご紹介します

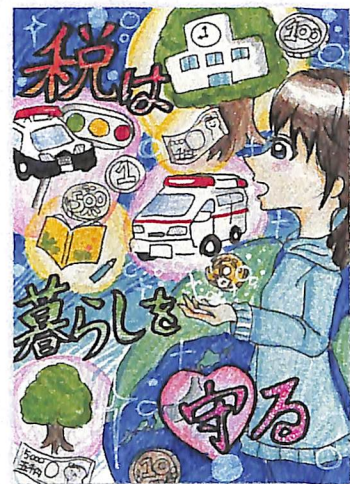
40校 1,927人から応募いただいた作品から選考された入賞作品を紹介します。  
紙面の関係ですべてをご紹介できないことをお詫びします。  
なお、当会ホームページで入賞全作品及び作品集をご覧いただけます。



久喜市立太田小学校  
松永 愛音さん



春日部市立八木崎小学校  
村田 瑚奈さん



蓮田市立平野小学校  
酒井 菜恵さん



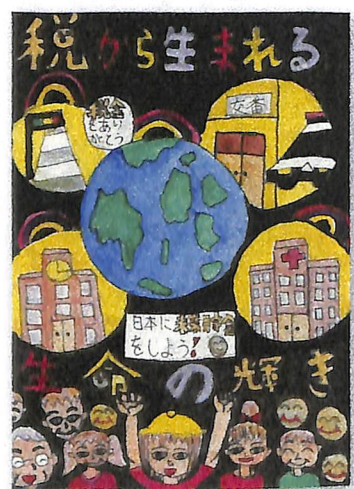
白岡市立南小学校  
鵜飼 一歌さん



杉戸町立杉戸小学校  
青木 優奈さん



久喜市立栗橋小学校  
佐藤 未菜さん



杉戸町立杉戸小学校  
太田 妃美さん



春日部市立粕壁小学校  
山口 莉沙さん



さいたま市立太田小学校  
村尾 佳花さん



春日部市立川辺小学校  
岡田 美穂さん



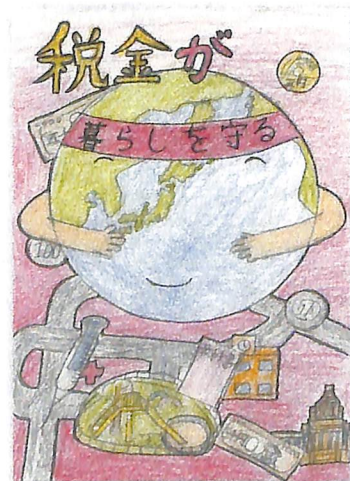
久喜市立上内小学校  
グエンティゴックフンさん



久喜市立小林小学校  
高橋 菜南さん



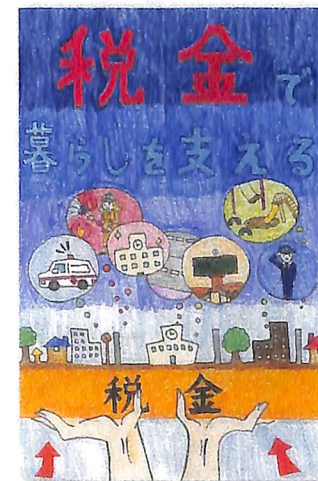
久喜市立久喜小学校  
吉田 智香子さん



蓮田市立蓮田中央小学校  
福田 凜太郎さん



幸手市立吉田小学校  
鈴木 歩乃花さん



春日部市立小淵小学校  
齋藤 那珠さん



久喜市立栗橋南小学校  
宇田川 菜さん



久喜市立栗橋南小学校  
高橋 葵さん

第3回 平成29年度 **税に関する絵はがきコンクール** 公益社団法人 春日部法人会 女性部会



▶ 3年目を迎えた「税に関する絵はがきコンクール」参加校・応募作品が増えました

主催：公益社団法人春日部法人会 女性部会  
 後援：国税庁、春日部税務署管内租税教育推進協議会、管内教育委員会／春日部市・さいたま市・久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡市・杉戸町

絵はがきコンクールは、次代を担う児童に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでいただき、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めることを目的として、全国の法人会が取り組んでいる事業です。

3年目の開催となった今回は、40校 1,927人から応募いただきました。

特別審査員の埼玉県美術教育連盟常任理事の梁洋

子先生は、「この作品は「税」について学び、考えをまとめ、構図を考え、作品を描くという大変時間のかかる取り組みですが、どの作品も素晴らしい出来栄です」と感想を述べられました。

このコンクールが学校の租税教育と連携してより大きな成果に結びつくことを願っています。

入選作品は、本号や本会ホームページに掲載する他、春日部税務署にも掲示しています。

▶ 表彰式を行いました

2月24日(土)ふれあいキューブ(春日部市)

税に関する絵はがきコンクールの表彰式が、田中春日部税務署長、春日部税務署管内租税教育推進協議会 植竹会長(春日部市教育委員会教育長)など多くのご来賓を迎え、盛大に挙行されました。

表彰式には過去2回を含めた入賞作品の展示があり、表彰状の授与に合わせて作品が大きな画面に投影されるなど、ご家族そろって笑顔あふれる式となりました。

入賞作品は、様々な場所での公表を予定しています。

▶ 優秀協力校に「久喜市立栗橋南小学校」「久喜市立太田小学校」

今年度より応募数や入賞者などを勘案して選考する、優秀協力校表彰が新設され、2校に賞状・副賞が授与されました。



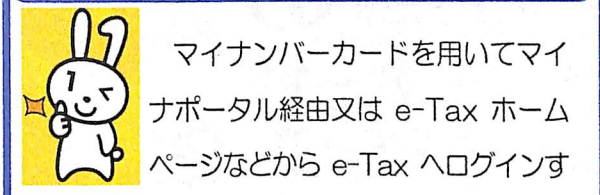
租税教育推進協議会会長賞	
久喜市立太田小学校	松永 愛音
春日部税務署 署長賞	
春日部市立八木崎小学校	村田 瑚奈
春日部法人会 会長賞	
蓮田市立平野小学校	酒井 菜恵
春日部法人会 女性部会長賞	
杉戸町立杉戸小学校	太田 妃美
春日部市教育委員会教育長賞	
春日部市立粕壁小学校	山口 莉沙
さいたま市教育委員会教育長賞	
さいたま市立太田小学校	村尾 佳花
久喜市教育委員会教育長賞	
久喜市立久喜小学校	吉田智香子
蓮田市教育委員会教育長賞	
蓮田市立蓮田中央小学校	福田凜太郎
幸手市教育委員会教育長賞	
幸手市立吉田小学校	鈴木歩乃花
白岡市教育委員会教育長賞	
白岡市立南小学校	鶴飼 一歌
杉戸町教育委員会教育長賞	
杉戸町立杉戸小学校	青木 優奈
優秀賞	
春日部市立川辺小学校	岡田 美穂
久喜市立小林小学校	高橋 茉南
久喜市立栗橋小学校	佐藤 未菜
久喜市立上内小学校	グエンティゴックフアン
審査員特別賞	
春日部市立小淵小学校	齊藤 那珠
久喜市立栗橋南小学校	高橋 葵
久喜市立栗橋南小学校	宇田川 栞
佳作	24名

紙面の都合で全員のご紹介ができませんことをお詫び申し上げます。

**税務署だより**

平成31年(2019年)1月からe-Taxの利用手続きがより**便利**になります

マイナンバーカード方式によるe-Tax利用



マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- e-Tax用のID・パスワードを管理・入力する手間がなくなります。
- 今後e-Taxを利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続きの簡素化に向けた取組を進めています。

ID・パスワード方式によるe-Tax利用

マイナンバーカードの未取得の方は、税務職員との対面で本人確認を行い、税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードだけで、申告等データの作成・送信ができるようになります。



(注1) マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方についての暫定的な対応です。  
 (注2) 申告等データを送信後、改めてこれを開覧するには、原則として電子証明書が必要です。

- IDとパスワードの発行を希望される方は、平成30年(2018年)4月以降に所轄の税務署にお越しください。
- ID・パスワード方式によるe-Taxでの申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- ◎ 脳の機能を低下させるおそれがあります
- ◎ 肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります
- ◎ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- ◎ アルコール依存症になりやすくなります
- ◎ 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

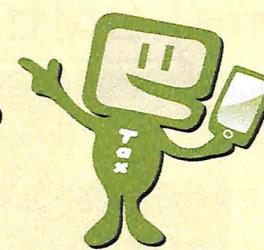
未成年者の飲酒防止に関する法律

この法律では、  
 ① 親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない  
 ② 酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならない  
 こととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。  
 また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。





オンライン請求の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
  - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。  
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものとに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。  
(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。  
電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。  
インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。  
① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)  
② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時  
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

国税庁 e-Tax キャラクター イータ君  
e-Taxを使った納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!  
とても便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

自宅等で請求データを作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成します。



税務署窓口で本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ短い時間で受け取れます。



(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度  
1枚 370円  
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が短縮できます。



青年部会

## 公開セミナー「ヨガ体験教室」

平成30年2月24日(土) 毎日興業アリーナ久喜 メインアリーナ武道館

青年部会では所管区域を3つのブロックに分けて事業を行っています。これまで健康やコミュニケーションをテーマに「ボウリング」「印象力セミナー」を専門家の指導を受けながら行いました。今回は、「心と身体の元気」を自分でコーディネート」ヨガ体験教室でした。(講師：サロンフェリースYOGA 斎藤まり氏) 初めての方でも体験できるよう工夫して「家族参加OK!」とPRしたところ、申込期限前に定員を超える大盛況でした。小学校低学年から80代の方まで、誰でも気軽に、自分に合わせて取り組める健康づくりを体験しました。



女性部会

## 芸術鑑賞会「喜劇 有頂天一座」を鑑賞

平成30年2月5日(月) 新橋演舞場

女性部会では毎年歌舞伎や演劇など優れた芸術作品の鑑賞会を実施しています。今年度は演劇で、女剣劇一座の座長とその弟子の新人女優を演じる、渡辺えりさん、キムラ緑子さんのおふたりを中心に繰り広げられる舞台では、立ち回り・タップダンス・歌の入り、見ごたえのあるものでした。次年度は劇団四季「キャッツ」を予定しています。



### 支部だより

#### 岩槻支部



健康増進ボウリング大会  
H29年12月8日(金)



新春懇談会  
H30年1月17日(水)



岩槻支部杯グラウンド・ゴルフ大会  
H30年2月4日(日)

#### 春日部支部



経営支援セミナー  
労務管理とコンプライアンス  
H30年1月16日(火)

親子マネー講座 H30年2月17日(土)



税金教室▶

◀ヒット商品  
開発研究所



保護者講座「ものやお金を大切に  
子どもに育てるために」  
H30年2月17日(土)

#### 春日部・庄和支部



合同賀詞交歓会  
H30年1月24日(水)

#### 幸手支部



新春講演会並びに賀詞交歓会  
H30年1月23日(火)

#### 栗橋支部



女性部会 新春研修会  
H30年1月13日(日)

#### 杉戸・宮代支部



杉戸宮代支部合同新年会  
H30年2月13日(火)

#### 久喜支部



ガーデニング教室  
H29年12月14日(木)



会員研修会  
H30年1月18日(日)

#### 蓮田支部



新春賀詞交歓会  
H30年1月12日(金)



青年部会税務研修  
H30年2月13日(火)

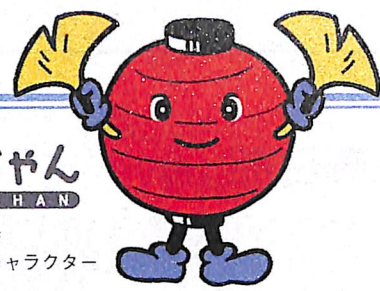


日帰り研修会「迎賓館 赤坂離宮」  
H30年2月16日(金)

# 支部自慢

## 久喜支部

KUKI



来久ちゃん  
LIKECHAN  
久喜市商工会  
マスコットキャラクター

所管市町名	久喜市(旧久喜市)
世帯数	29,890世帯(2018.1.1)
人口	68,424人(2018.1.1)
支部長	齋藤 文次
所管法人数	1,072社(2017.6.30)
会員数	411社(2018.1.31)
加入率	38.0%(2018.1.31)
域内小学校数	10校
域内中学校数	4校
域内高校数	3校

### ● 所管地域のこと(旧久喜市)

現在の久喜市の最大の特徴は交通の利便性にあります。近年の首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通により、東北道と併せて2つの高速道路に市内で簡単にアクセスできるようになりました。これで都心を通り過ぎることなく、東名、中央、関越、常磐、東関東道などの各高速道路と直接に結ばれたので、県内でも有数の至便な交通網を持つことになりました。さらに鉄道はJR宇都宮線、東武鉄道伊勢崎線が久喜駅で交差していますので、JR東海道線、東急田園都市線、地下鉄半蔵門線などの相互乗り入れを考えますと、たいへんめぐまれた交通網を持ったと言えます。市内外から今後の大きな発展が期待されています。

### ● 支部の主な活動

#### ▶ 税務講習会

春日部税務署から講師を招いての支部会員を対象とした税務講習会や、久喜市商工会との共催で税理士による税に関する最新情報の講習会を定期的に開催しています。毎回、熱心な参加者でにぎわっています。

#### ▶ 支部広報紙「エコノミー」の発行

1980年(昭和55年)に創刊された支部独自の広報紙です。今年が創刊38年目になりました。近年は1月と7月の年2回、休むことなく発行されています。久喜支部の顔のひとつです。

#### ▶ 地域イベントへの協力と協賛

毎年開催される「久喜市民まつり」や「久喜市健康づくり食育推進大会」において、「税の啓発」と「花と緑いっぱい運動」を強力に展開しています。

#### ▶ 青年部・女性部活動

青年部主催による「トーク & ライブ」での「トラスト募金」の実施や「税の啓発」、女性部会主催の「ガーデニング教室」や「視察研修会」を実施しています。毎回、いずれも大盛況です。

# 想うがまま

## 続けることの難しさ



### 蓮田支部

有限会社 嶋田石材工業  
代表取締役 嶋田 清司

弊社は墓石の企画・設計・施工を主事業とする小さな街の石材店です。

唐突ではありますが、企業設立10年生存率が6%という調査がある中、弊社は100年(法人化は平成2年の為、法人歴は28年間)を超え同一業種業態を保ってきております。しかも、お客様は近隣の方々ほとんどで、地元の皆様に支えられ歩んできた企業として本当に幸せなことであります。

100年超の間、弊社の業態を守ってこられたののお客様方の支えもありましたが、日本人の宗教感に守られてきたというのを忘れてはいけない所があります。

しかし、自身も含め昨今の宗教感(冠婚葬祭)全てに渡り蔑ろにされ、厳かさはしだいに疎ましい物とまでなりつつあります。一方、ハロウィンやクリスマスなど本来宗教的

な意味合いの儀式が、イベント化され持て囃されています。また、従来の墓所への埋葬から『樹木葬』や『海中散骨』、果ては『ロッカー式墓所』など多種多様な選択肢が出現しました。

こうした状況の中、弊社が今後の100年、同一業種業態を保ったまま生き残れる道はあるのか真剣に考察していく必要に迫られています。

時代に合わせ弊社が変わっていくべきなのか、法人としてお客様へ本来の宗教感を発信し従来の業態を守っていくのか、100年間を創ってきた全ての人たちに尊敬の念を抱きながら最善の選択肢を見つけていこうと思います。

まさしく『想うがまま』に書かせていただきました。駄文へのお付き合い感謝致します。

### 創業明治39年。100有余年の実績と信頼を生かしながら



小さなお仕事も一生懸命  
お手伝いをさせていただきます

### 有限会社 嶋田石材工業

〒349-0122 埼玉県蓮田市上1-1-21  
Tel:048-768-0223 Fax:048-764-0223  
Mail:shop@14-seikatsu.com

## 「感謝」に勝る能力なし

### 宮代支部

有限会社 大植  
代表取締役社長 大島 和弘

25歳の時に「想うがままに仕事がしたい」と考え独立開業し、今年で丸30年が経とうとしております。

お客様の「想うがまま」にこちらの「思い」を乗せて形にすることが仕事ですので、自分自身の好きなようにやってこられた訳ではありません。しかし、何とか続けてこられたのはお客様のご理解はもとより、この仕事が嫌いではなかったということなのでしょう。

振り返れば本当にいろいろなことがありました。どちらかと言うと臆病で、慎重ですのでほとんどのことが想定していた範囲内でしたが、生活のために仕事をしていたつもりが、仕事のための生活をしていることに気づかされたり、天気予報を何度もチェックしている自分に「生まれ変わったら絶対に天気予報を気にしない仕事

に就くぞ」と励ましてみたり...

とは言え、生まれ変わった時には今の意識はないので、生きながら生まれ変わるために新しい資格取得にチャレンジしております。もちろん本業が基本ですので趣味みたいなものですが、体が衰えた時の保険のために「ノーアタック、ノーチャンス!」で気長に頑張ってみます。

「企業は社長の器以上にはならない」と言われますがまさしくその通りで、自分の目が届かないことが嫌な私にしてみると、今の会社の規模がちょうど良いのかもしれない。

50歳半ばになりましたが、動き回することは少しも苦になりませんので、お客様や仲間達、そして社員や家族に「感謝」し、まだまだ後10年は「地下足袋履いた社長業」を頑張っていきたいと思っております。



エコノミー 52号



久喜市民まつり



健康づくり食育推進大会



女性部会活動「ガーデニング教室」



青年部会活動「トーク & ライブ」



税務講習会

ホームページをリニューアルしています

更新回数を大幅にアップします

ホームページの命は即時性です。  
今月より原則毎週金曜日に更新します。  
会議や事業の確認にご活用ください。

事業の写真を画面で紹介します

これまで広報誌で白黒写真でのみご紹介していた事業の写真をホームページで公開します。ぜひご覧ください。

税情報のページを設けます

税務署や県税事務所から提供される資料をご覧いただけます。

法人会の活動や組織紹介ページを充実します

「法人会 Q&A」、会員のメリットなどのページを随時開設してまいります

[kasukabehojinkai.jp](http://kasukabehojinkai.jp)



春日部法人会 検索



新入会員ご紹介 (平成29年12月～平成30年2月新入会)

<b>春日部支部</b>	
株式会社晴輝工業	春日部市緑町 4-2-16
コーエー・デライト株式会社	春日部市中央 1-14-12 第3AZビル 2F
すまい	春日部市粕壁 5870-1
<b>岩槻支部</b>	
株式会社タタ通信工業	さいたま市岩槻区末田 1841-114
株式会社ティー・アンド・アイ	さいたま市岩槻区仲町 1-1-23
株式会社日本シーリング	さいたま市岩槻区加倉 13-1
株式会社権田型枠	さいたま市岩槻区太田 1-6-42
株式会社本寿屋	さいたま市岩槻区城南 3-3-53
株式会社二葉製作所	さいたま市岩槻区野孫 75-1
株式会社アイエス埼玉	さいたま市岩槻区筈久保 685-2
<b>久喜支部</b>	
有限会社ファイブプランニング	久喜市久喜東 2-5-33 関口第3ビル 1-B
<b>蓮田支部</b>	
株式会社ティーディーエス	さいたま市岩槻区上野 4-5-10
有限会社荒川製作所	蓮田市高虫 1105-6

<b>幸手支部</b>	
有限会社川崎屋電気商会	幸手市北 2丁目 2-20
幸手司法書士事務所	幸手市北 2-7-28
株式会社ヘルシードラッグ遠藤薬局	幸手市北 1-9-30
ジェネクト株式会社	幸手市北 1-9-26
<b>白岡支部</b>	
株式会社彩屋	白岡市西 4-11-5
<b>栗橋支部</b>	
株式会社内藤管工	久喜市小右衛門 801-3
和風スナックひろ	久喜市栗橋北 2-12
<b>鷲宮支部</b>	
株式会社トラストエステート	久喜市鷲宮 4-10-34
<b>杉戸支部</b>	
株式会社イークワノックス	杉戸町堤根 4031

厚生だより

生きるを支える

「亡くなった夫(経営者)の借金が多くて、やむなく相続を放棄しなくてはならない…」  
時折聞こえてくる話ですが、近年、借金等債務増加の影響か、相続放棄の件数が増えています。(平成27年司法統計年報、189,381件)  
相続放棄とは、債務が無くなる反面、財産もなくなり住まいすらも失うことを意味しますが、相続放棄をしても確実に手元に残る財産として知っておきたいのが生命保険金です。生命保険金は受取人の固有財産とされており、相続放棄をしてもその影響を受けません。  
以前、亡くなったご主人の借金が多額なために相続を放棄すべきかどうか悩まれている奥様の相談を受けたことがあります。ご夫婦は長野県のスキー場でペンションを経営していましたが、スキー人口の減少、日帰り客の増加、天候の影響や景気の変動を追うようにして経営難に陥り、債務だけが1億2千万円にも膨れ上がっていたのです。

まだ子供さんが中学・高校でしたので、これからを考えると奥様の悩みは一層深刻でした。しかし、借金を背負いながら、女手一つでのペンション経営はどう考えても困難です。  
奥様にとっては苦渋の決断を迫られていましたが、話を詰めていくうちに彼女は相続放棄の道を決断するに至りました。  
その時です、奥様から「もし相続放棄をしたらこの

保険金はどうなりますか?」と一通の預金通帳が出て来たのです。それはご主人が借金を抱えながらも掛け続けてくれた奥様受取の生命保険でした。既に手続き済みで保険金額は4,000万円、いつでも使える資金です。ただ相続放棄をすればこれも失うのではと判断に困っていたとのことでした。  
「奥様、ご安心下さい生命保険金は受取人の固有財産ですから、相続を放棄しても受け取ることが出来ます。ご主人の愛の形見としてこれでしっかり子供さんの養育をなさってください」と伝えた途端、奥様の顔から希望の光がさしてきたのです。  
相続放棄により、債権者に対しての道義的責任はあるとはいうものの、今のこの家族には生きるための唯一の選択肢ではなかったでしょうか。「生命保険は人類が生み出した英知の結晶」とも言われます。こういった生きるを側面から支えるのが生命保険の大きな効用と言えるでしょう。

著者プロフィール：島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



**法人会**は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「A I U損害保険株式会社」「アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

**お問合せ先**

- 大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
- A I G損害保険株式会社 埼玉エリア統括部 越谷支店……………新電話 048-987-2731
- アメリカンファミリー生命保険会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

A I U損害保険と富士火災海上保険は、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「A I G損害保険」になりました。

# 平成30年度 会費・負担金の納入について

平素より当会活動にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。新年度を迎え、会費・負担金の納入時期となりました。今期は下記日程で手続きさせていただきますのでよろしくお祈いします。

なお、当会では事務の合理化の為、自動振替を導入しています。この場合、会員の皆様には手数料の負担がありませんので、ぜひ手続き下さいますようお願いいたします。

## 【自動振替の方】

自動振替の手続きがお済の方の引き落としは、平成30年6月5日(火)です。

## 【振込の方】

別途送付いたします「会費納入依頼書(請求書)兼銀行振込用紙」又は郵便局備え付けの振込用紙でお振込みください。恐縮ですが振込手数料は会員様のご負担でお願いいたします。

## 【これから自動振替の手続きをする場合】

事務局(電話 048-761-3551)までご連絡ください。折り返し必要な書類を送付します。

## 【女性部会負担金】

別途ご連絡します。



## ▶ 春日部法人会事業のお知らせ

### 実務セミナー

#### 「1日でわかる! 総務の基本と実務」

平成30年6月28日(木)  
10時~16時 春日部商工会議所会館

“総務”は会社のコーディネーター・司令塔です。この講座では取引先・社内管理を含めた総務担当者に期待される役割と実務を学びます。昨年で開催しましたが、定員を大幅に超えてしました。新しい動きも加えて、追加企画しました。同封の用紙でお早めにお申し込みください。



#### 「1日でわかる! 経理のすべて」 ~基礎から学ぶ経理入門セミナー~

平成30年7月23日(月)  
10時~16時 春日部商工会議所会館

経理や簿記の知識は、経理担当者だけではなく、全社員が心得ておくべきビジネスの常識です。基本的な知識はもちろん、実務の流れや日々のポイントまで学びます。新人の方、もう一度おさらいをしたいベテランの方、経営者・管理者として決算書の読み方が求められている方にも最適です。



### 総会記念講演会

## 「今後の政局と日本経済の見通し」

慶應義塾大学名誉教授 竹中 平蔵 氏

平成30年5月23日(水)午後2時~3時30分  
春日部市民文化会館 小ホール

公益社団法人 春日部法人会 入場無料  
定時総会・記念講演会  
今後の政局と日本経済の見通し  
竹中 平蔵 氏  
平成30年5月23日(水)  
午後2時~3時30分(開場1時30分)  
春日部市民文化会館 小ホール  
定員400名  
花の市スリモバ  
お問い合わせ: 春日部法人会 TEL: 048-761-3551 FAX: 048-752-8244

③ 上記3つの事業のご案内を同封しています。  
会員優先の申し込みとありますが、一般参加も受け付けます。  
お早めにお申し込みください。

### 定時総会

平成30年5月23日(水)午後3時45分~ 春日部市民文化会館 大会議室  
会員の方には後日往復はがきでご案内します。